



『どう変わる?! 相続税』

はじめに

新たな事業承継税制の創設にあわせて、相続税の課税方式を「法定相続分課税方式」から「遺産取得課税方式」に改める方針が検討されている。これは実に半世紀ぶりとなる抜本的な大幅改正である。

法定相続分課税方式から遺産取得課税方式へ

法定相続分課税方式(現行制度)

現在の相続税の課税方式である法定相続分課税方式は、遺産に対し基礎控除や課税価格の減額措置を適用した後の課税価格を基に法定相続人の数と法定相続分に従って分割したものととして各人の相続税を算出した上で、実際の各相続人の相続割合により按分した相続税額を各相続人がそれぞれ納付する。

【特徴】 普通は相続人全員で共同して申告する 遺産分割のやり方に関わらず相続税総額はかわらない 自分が取得した財産だけでなく、他の相続人が取得したすべての財産を把握しなければ正確な申告ができない 相続により取得した財産の額が同額でも、法定相続人の数によって税額が異なる 1人の相続人の申告漏れにより、他の共同相続人にも追徴課税が発生する 小規模宅地等に配慮した課税価格の減額措置により、居住等の継続に無関係な他の共同相続人の税負担まで緩和される、など。

遺産取得課税方式

遺産取得課税方式は、遺産を各相続人間で分割し、各相続人が実際に相続した財産ごとに各相続人がそれぞれを納付する。

【特徴】 相続人が各人で申告できる 自分が取得した財産だけで正確な申告できる 1人の相続人の申告漏れにより、他の共同相続人に追徴課税が発生することはない 法定相続人の数に関係なく、同額の遺産を取得した者は、同額の税負担となる 小規模宅地等の減額措置は、居住等を継続する者のみに効果が及び、他の相続人には影響しない、など。

現行制度および遺産取得課税方式の計算例

実際に検討が行われる場合には、基礎控除等の方式や額、相続税率等も現行とは異なるものになる可能性が強いと思われるが、簡単に説明するため、基礎控除等や税率構造が現行と同じと仮定すると、遺産分割のやり方によっては累進税率が変わり、相続税総額が大幅に増すことがあるので注意が必要である。

例1 総額1億円の遺産全てをAが相続する場合(法定相続人はAとBの子2人)

《現行》

課税財産 基礎控除

1億円 (5,000万円+1,000万円×2人)=3,000万円

A (1,500万円×15%) 50万円=175万円

B (1,500万円×15%) 50万円=175万円

相続税の総額は350万円

《遺産取得課税方式》

A (3,000万円×15%)-50万円=400万円

B 0円

相続税の総額は400万円

例2 総額2億円の遺産全てをAが相続する場合(法定相続人はAとBの子2人)

《現行》

2億円 (5,000万円+1,000万円×2人)=1億3,000万円

A (6,500万円×30%) 700万円=1,250万円

B (6,500万円×30%) 700万円=1,250万円

相続税の総額は2,500万円

《遺産取得課税方式》

A (1億3,000万円×40%) 1,700万円=3,500万円

B 0円

相続税の総額は3,500万円



例1のように、親の死亡により総額1億円の遺産全てをAが相続するとした場合(法定相続人はAとBの子2人)、現行では、課税価格1億円から基礎控除分7,000万円を差し引き、その残額3,000万円を法定相続割合(1/2)でいったん按分した後に、それぞれに相続税率を乗じるなどした結果、相続税額は350万円となる。(Aが全て相続するので実際の相続割合計算は行わない)。

一方、遺産取得課税方式となった場合、実際に遺産を全て相続するAの取得分に相続税率(累進税率)を乗じることになるため、相続税総額は400万円となる。現行方式と比べ、税負担が50万円増することになる。

例2のように、親の死亡により総額2億円の遺産全てをAが相続するとした場合(法定相続人はAとBの子2人)、現行では、相続税総額は2,500万円となる。

一方、基礎控除等や税率構造が現行と同じと仮定する前提で遺産取得課税方式となった場合は、相続税総額は3,500万円となる。現行方式と比べ、税負担が1,000万円も増することになる。

尚、上記の計算例は、遺産取得課税方式の特徴を紹介するためあくまで基礎控除等や税率構造が現行と同じと仮定した場合のもので、改正の行方次第では、基礎控除や人的控除等の額にも留意する必要がある。

おわりに

遺産取得課税方式は、各人が取得した財産の合計に対して税率を掛けて各人ごとの税額計算を行うことになる。従って、法定相続分どおりに財産を取得した場合には、相続税の総額は法定相続分課税方式と同じになるが、各人ごとの遺産取得額が異なる場合には、税額は違うことになる。財産を多く相続した人の方が税金の負担割合が多くなる、連帯納付義務という制度がない点等では、この課税方式の方が公平であると言える。



< 著者プロフィール >

苗村 辰美 氏

税理士、ファイナンシャル・プランナー

兵庫県出身。中央大学法学部卒業、立命館大学大学院法学研究科博士課程中退。

法律事務所、専門学校講師を経て平成4年会計事務所を開設。

その間行政書士、宅地建物取引主任者、海事代理士等資格取得。

現在、苗村会計事務所・苗村宅建教室 代表。

今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士 FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士 FP 実務研究会事務局 [株]日税ビジネスサービス 総合企画部]までご連絡ください。 TEL 03-3340-4488